

## 「いじめ問題を考える」：人権問題論から

著者	明石 一郎
雑誌名	人権を考える
巻	21
ページ	75-87
発行年	2018-03
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1443/00007804/">http://id.nii.ac.jp/1443/00007804/</a>

## 「いじめ問題を考える」～人権問題論から～

短期大学部教授 明石 一朗

### 1. はじめに

茨城県取手市で2015年11月、市立中学校3年の中島菜保子さん(当時15)が自殺したことをめぐり、市教育委員会は30日、臨時会を開き、中島さんへの広義の意味でのいじめはあったとして、「(自殺は)いじめによる重大事態に該当しない」とした昨年3月の議決を撤回すると決めた。

市教委が両親の要望を受けて第三者による調査委員会を設置すると決めた際に議決していた。臨時会后、記者会見した矢作進教育長は「当時の議決は妥当性や遺族側に対して配慮に欠けた判断だった」と述べた。

中島さんは、自宅で首をつって亡くなった。日記には「いじめられたくない」などと書かれ、両親はいじめがあったと訴えていた。

(朝日新聞 2017年5月30日)

上記の「いじめ」事件に係る経緯を要約すると以下の通りである。

菜保子さんの夢は、将来ピアニストになることだった。中学2年生までは楽しく学校生活を過ごしていた。しかし、3年生になってから様子が一変する。亡くなる3週間前の日記には、何人かのクラスメートの名前とともに「いじめられたくない」「お願いだから、耳打ちはやめて」「いじめられたくない。ぼっちはいやだ」「苦しい。悲しい。さびしい。つらい。心が痛い」と綴られていた。(2015年10月22日 菜保子さんの日記より)

彼女の死後、不審に思った両親は独自に調査を行い、いじめの実態について同級生から話を聞くなど当時の様子を把握したという。それによると菜保子さんがバスケットボールチームから外され、授業の後、泣いていたという証言のほか、机の上に落書きされ、暗い顔で消していた姿も目撃されていたという。

しかし、学校はじめ市教育委員会は、調査の結果、「直接的ないじめがあった」という事実は把握することが出来なかった」と判断する。この決定に両親は不服申し立てを行い第三者委員会が発足したが、「いじめはなかった」ことを前提とする調査委員会に更に不信感を募らせ、マスコミに娘の名前を公表して文部科学省に第三者委員会の解散を要求、そのことを受けて文科省から市教委に指導が入ると、取手市教育委員会は一転して「いじめがあった」と両親に謝罪した。

## 2. 「いじめ」に対する基本的姿勢

いじめは子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長を阻害し、時には命をも奪う重大な人権侵害問題である。いじめに関してはいじめの直接的な加害者はもちろんのこと、いじめをさせたり、はやし立てたり、傍観したりする行為等も許されないとの姿勢で、日頃から子どもの生活や人間関係を把握すると共に、どんな小さなことでも早期に把握し、迅速かつ丁寧に応じるなど、初期対応における事実関係の解明と再発防止に向けた具体的手立てを講じることが最も重要なことである。

しかし、残念ながら上記の事件のような「いじめによる自死」事件は後を立たず、その度に学校はじめ教育行政等の対応が厳しく問われてきた。

いじめは「いつでも どこでも起こりうるものである」と言われながら、対処療法的なその場しのぎの「無責任な解決主義的対応」に終止しているのではないかと危惧する。何よりも子どもの命の重みを自覚し、教育現場で人命尊重の人権教育が推進されているのかどうか。学校の教職員や教育行政等の関係者が常日頃から生命や人権を大切にす教育実践を行い、一人ひとりの子どもが多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重され、健やかな成長を願う教育指導が徹底されているのかどうかを検証されなければならない。

### 3. 「いじめ」の定義

文部科学省は、いじめの防止に関して次のような認識を示している。

「全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であるとし、いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うと共に、深い子ども理解の下、生徒（生活）指導の充実を図り、子どもが楽しく学びつつ、活き活きとした学校生活を送れるようにすることが重要である。」

そして、いじめの定義を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とし、「起こった場所は学校の内外を問わない」としている。（以下、注1～5）

- ・「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- ・「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- ・「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ・けんか等を除く。

（文部科学省：「児童生徒の問題行動党生徒指導上の諸問題に関する調査」2013年6月）

### 4. 「いじめ」の態様

一般的に、いじめは「無視」から始まり「悪口」や「落書き」などの行為に及ぶ。そして「口論」「言い争い」に発展し、ついには「殴る蹴る」などの「暴力」行為から「殺人」に至るケースなどが見られる。

いじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 仲間はずれや集団から無視される
- ・ 陰口を落書きやパソコン、携帯電話等で不特定多数のものに広められる
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

これらを分類すると次の3パターンになる。

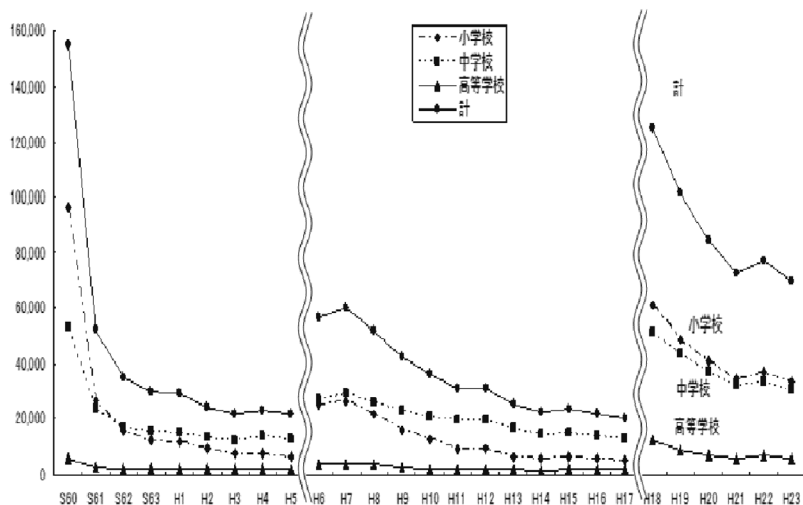
- ① 「コミュニケーション型いじめ」⇒仲間はずれにするなど、犯罪の構成要件は満たさないもの。
- ② 「ネット型いじめ」 ⇒インターネット上での誹謗中傷のように犯罪となるもの。
- ③ 「暴力・恐喝型いじめ」 ⇒暴行や窃盗などの犯罪に問われるもの。

## 5. いじめ問題の現状と推移

文部科学省の2014年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめに関する調査等結果によれば、発見のきっかけ「アンケート調査など学校の取組により発見」が最多で、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は18万8,057件で、前年度（18万5,803件）と比べると、2,254件増加した。内訳を見ると、小学校12万2,721件（前年度11万8,748件）、中学校5万2,969件（前年度5万5,248件）、高等学校1万1,404件（前年度1万1,039件）、特別支援学校963件（前年度768件）となっている。

## 【いじめ件数の推移】

出典：文部科学省の2014年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



いじめを認知した学校数は2万1,641校で、全学校数に占める割合は56.5%だった。児童生徒1,000人当たりの認知件数は13.7件（前年度13.4件）となっている。

いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」が50.9%で最も多い。「本人からの訴え」は17.3%、「学級担任が発見」は12.1%だった。

いじめの態様では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」は12万1,248件で、いじめの認知件数に占める割合は64.5%だった。次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩たたかれたり、蹴られたりする」（4万1,829件、22.2%）、「仲間はずれ、集団による無視をされる」（3万5,932件、19.1%）と続く。また、パソコンや携帯電話等を使ったいじめは7,898件で、いじめの認知件数に占める割合は4.2%だった。

## 6. いじめ事案の時期区分

いじめには、子ども集団の力関係による差（アンバランス）から生起する場合が見られ、「あいつをいじめてやろう！」という「意識性」がある。また、「いじめられる－いじめられる」関係だけで成立するのではなく、子どもたちを取り巻く「集会的」な人間関係がポイントとなる。

いじめ事案の発生に関しては、およそ10年周期で時期区分される。

①第1のピーク…1985年（昭和60年）前後。

・1986年に東京都中野区で起きた男子中学生の自殺事件。俗に「葬式ごっこ事件」とも言われ、学級担任がいじめに加担するなど日本で初めていじめ自殺事件として社会的に注目された。

②第2のピーク…1995年（平成7年）前後。

・1994年11月27日深夜、愛知県西尾市の市立東部中学校2年O君が執拗ないじめによって自殺。姿の見えなくなった息子を探していた母親が発見した。死後、遺書が見つかり、その悲惨ないじめの事実が社会に衝撃を与えた。

③第3のピーク…2006年（平成18年）～現在。

・2011年、滋賀県大津市内の市立中学校の当時2年生の男子生徒が、いじめを苦に自宅で自殺するに至った事件を契機に「いじめ問題」が社会問題化した。本事件が誘因となって「いじめ防止対策推進法」が国会で可決された。

・2013年、文科省が「いじめの定義」を変更し、児童生徒に重大な被害が生じるような場合には、学校が警察へ通報するよう求める通知を出す。

## 7. いじめ問題を解決するために

いじめ問題を含む子どものSOSに対する文部科学省の取り組みは、アクション・プランとして、以下の取り組みが重要であると指摘している。

①学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る

いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。いじめは、現実的には、どの学校でもどの子どもにも、起こり得るものである。

- ・ 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、児童会・生徒会における子どもの主体的な取組等の推進
  - ・ 保護者等へのワークショップや学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進
- ②学校・教育委員会等との連携を強化する
- ・ 「子ども安全対策支援室」等、国におけるいじめの問題等に対応する体制の強化
  - ・ 国に、「いじめ問題アドバイザー（仮称）」を配置（弁護士、精神科医、元警察官、大学教授等）
  - ・ 電話相談体制（24時間相談ダイヤル）の見直しや全ての児童生徒への確実な周知
- ③いじめの早期発見と適切な対応を促進する
- ・ 教職員への研修等の充実
  - ・ 幅広い外部専門家を活用し、いじめの問題等の解決に向け調整・支援する各地域の取組の推進
  - ・ 第三者的立場から調整・解決する取組
  - ・ 専門家による「いじめ問題等支援チーム（仮称）」配置  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、幅広い人材を活用した、悩みを相談できる体制等の充実
  - ・ いじめの問題への適切な対応の評価
- ④学校と関係機関の連携を促進する
- ・ 警察への早期相談・通報の周知徹底や、警察官経験者等の生徒指導推進協力員の配置による、警察との連携強化
  - ・ 児童相談所や民生・児童委員、民間団体等の協力を得て組織する、サポートチームの活用促進



## 8. 具体的実践事例として

小学校高学年の「道徳」におけるいじめ問題の指導実践を取り上げる。

### ①テーマ「いじめを無くすために」

### ②指導の観点

- ・子どものいじめ事象の背景要因としては、家庭や地域等での人間関係の希薄化やインターネット等の情報通信機器の乱用、学校内での対人コミュニケーション問題等が考えられるが、近年、いじめの態様は巧妙かつ陰湿なケースが多々あり、その実態も多様化している。
- ・学校教育においては、2019年度から「道徳科」の教科化に向けた本格的指導に伴って教科の枠を超えた道徳教育及び人権教育の指導実践が求められる。
- ・そうした状況を勘案し、いじめは重大な人権侵害であるとの認識の下、単に「いじめはいけない」といった表層的な指導に終始するのではなく、「なぜ、いじめはいけないのか」といった根源的な問題を追求し、「いじめる側」「いじめられる側」にとどまらず、「傍観者」や「無関心者」にも視点を当て「いじめ」の構造を解明し、人権尊重の子ども集団の構築をめざす。

### ③学習指導のねらい

- ・互いを尊重し、思いやりの心を育む。
- ・いじめについて理解を深め、いじめのない人間関係について考える。
- ・積極的にいじめを「しない」「させない」「許さない」意識と態度を培う。

### ④教材：「わたしのせいじゃない—せきんにんについて—」

(レイフ・クリスチャンソン文 にもんじまさあき訳 岩崎書店)

学校のやすみじかにあったことだけど、わたしのせいじゃないわ。  
はじまったときのこと、みていないからどうしてそうなったのか、ほくはしらない。  
ほんとうは、わたし、みたの。だからしっているの。でも、とにかく、わたしのせいじゃないのよ。

ほくはこわかった。なにもできなかった。みているだけだった。

おおぜいでやっていたのよ。ひとりではとめられなかった。わたしのせいじゃないわ。

おおぜいでたたいた。みんなたたいた。ほくもたたいた。でも、ほんのすこしだけだよ。

はじめたのは、わたしじゃない。ほかのみんなが、たたきはじめてたのよ。わたしのせいじゃないわ。

自分のせいじゃないか。その子が、かわっているんだ。ほかの子はみんなふつうなのに。考えることがちがうんだ。ぜんぜんおもしろくないんだ。自分のせいだよ。

その子は、ひとりぼっちで立っている。おまけに目をとろんとさせて泣いているんだ。泣いている男の子なんて、さいていよ。おもしろくない子なのよ。

先生にいつつければいいのに、よわむしなのよ。わたしには、かんげいなしわ。そんなことがなかったら、その子のこと、ほとんどわすれていたわ。なんにもいわないんだもの。

ひとこともしゃべらなかった。ほくたちをみつめていただけだった。さけばばいいのに。

たたいても、わたしはへいきだった。みんなたたいたんだもの。わたしのせいじゃないわ。

わたしのせいじゃない？

## ⑤指導展開例

	学習内容	指導上の留意事項
つかみ 展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本時のねらいを確認する。</li> <li>いじめは、なぜ起きるのか</li> <li>いじめについて体験等を想起する</li> <li>・教材文を示して読み聞かせる。</li> <li>★「わたしのせいじゃない—せきにんについて—」</li> <li>・登場する子どもについてどう思うか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生活体験等から考えさせる。</li> <li>・プリントを提示して読む。</li> <li>・子どもの意見を板書する。</li> </ul>

<p>つかみ 展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの意見についてどう思うか。</li> <li>・いじめを無くすためにどうすればいいのか考える。</li> <li>いじめを防ぐために、各自ができることを考える</li> <li>・体験等に基づいていじめのロールプレイをする。</li> <li>やりとりを見て、どうすればいじめを防ぐことができるか考えをプリントに書く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍観者も加害の側であることに気付かせる。</li> <li>・当事者の立場で考え、具体的な行動を模索する。</li> </ul>
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループで意見を交流し、いじめをなくすために大切なことを考え、発表する。</li> <li>・振り返って感想を書く。</li> <li>・次の学習を予告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループの意見を代表者に発表させる。</li> <li>・各自が自分のできることを考え、具体的な行動を起こす意識と態度を持たかどうか確認する。</li> </ul>

## 9. 人権問題論「いじめ問題」を考える～学生の意見・感想から（2017年春学期）

・小学生の時にクラス内で心無い言葉をかけられて傷ついたことがあった。しかし、当時は顔や態度に「やめてほしい」という意思表示はしなかった。している側は自分を守るために面白がってしていたかもしれないが、される側は深く傷つく。自分が楽しいから相手も楽しいだろうと軽く考えていたのかもしれない。いじめ問題は相手の立場になって考えることが一番大切だと思う。されている人はどう思っているのだろうと思いやる心が必要であると思う。

・私は、違いを受け入れる優しい心とコミュニケーション力の育成が大切と

考える。教師が日頃から様々な場所で注意深く子どもたちを観察することも大事だが、子どもたち自身がいじめを作り出さない環境をつくるのが大切と思う。特に小中学校時代は自己中心的な行動が支配的であるのでコミュニケーションを通じて相手の考えを知り、折り合いをつけて双方が納得するまで話し合うことが重要であると考え。

・最近のいじめはネットやLINE、SNSなど、見えにくいところで行われることが多いので、学校の先生だけでは全てを見切れないと思うので、家庭や地域の協力も大切だ。親や兄弟姉妹など普段からよく話し、小さな悩みなども吐き出したり受け止めたりする関係づくりも重要だと思う。

・周りの人間関係を変えていくことが必要である。いじめは加害・被害の関係だけでなく、傍観していたり、いじめに気づいていない場合も「加害者」になる場合があると自覚させることが大切ではないだろうか。形式的に加害者-被害者というレッテルを貼るような指導は良くないと思う。

・私は小学校2年から中学3年まで一部の同級生からいじめを受けていた。その中で小学校4年生の時のクラス担任の先生のことが忘れられない。その先生は、私の「いじめアンケート」の内容を見て昼休みに面談してくれ「私はあなたの味方だから何かあったらいつでも相談してね」と優しく話してくれた。そして学期末の引継ぎのときにも次の担任の先生に話してくれ、私のことを何時でも見守り相談できるような環境づくりをしてくれた。いじめのことでクラスの問題が大きくなった時も予定の授業をやめていじめについて真剣にみんなで考える指導をしてくれた。その時の先生の熱く話してくれた姿は今も心に強く残っている。いじめはなくならない問題かもしれないが、なくす努力はできると思う。

## 10. まとめ

人権とは「幸せの追求」である。人は誰しも「幸せに生きたい」と願っている。人の幸せとは、「元気に、豊かで、安全安心」に生活できることである。人権侵害は「生命否定」「貧困」「孤独」を生じさせる。

いじめをはじめとした人権侵害は、人々の「幸せ」を奪うものである。私たちは、人として等しく「幸せ」に生きていく権利を持っている。その為には、何人も「かけがえのない存在」として自他の尊厳を深く自覚し、互いを尊重し合う共生社会を築いていくことが求められる。その時のポイントは、一人ひとりの「違い」が排斥・排除の対象ではなく、それぞれの「個性」として認められ活かされることだ。

童謡の「チューリップ」の歌詞は、

さいた さいた チューリップのはなが  
ならんだ ならんだ あかしろ きいろ  
どのはな みても きれいだな

とある。赤、白、黄色のそれぞれの花に上下、優劣はなく、どの花もきれいで「個性」を輝かせているのである。

この歌には2番と3番の歌詞もある。

ゆれる ゆれる チューリップのはなが  
かぜにゆれて にこにこ わらう  
どのはな みても かわいいな

かぜに ゆれる チューリップのはなに  
とぶよ とぶよ ちょうちよが とぶよ  
ちょうちよと はなと あそんでる

多様な「個性」を持った人々の暮らしの中で私たちは生きている。「違い」を通じて人と人との豊かな出会いとふれあいを築いていくことが「いじめ」を無くしていくことにつながるのではないかと考える。

## 11. 主な参考文献、資料

- ・明石一朗「人権問題論」本学春学期 講義資料 2017年度版
- ・「児童生徒の問題行動党生指導上の諸問題に関する調査」文部科学省2014年6月
- ・「いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組」文部科学省2013年6月
- ・レイフ・クリスチャンソン：にもんじ まさあき訳『わたしのせいじゃない—せきにんについて—』岩崎書店
- ・「いじめ防止対策推進法」文部科学省2013年9月
- ・「大阪府いじめ防止基本方針」大阪府2014年4月
- ・「大阪府貝塚市立東小学校いじめ防止基本方針」2014年4月